

# 高度成長期における為替管理と 海外短資市場 (1)

浅井良夫

- 1 はじめに
  - 2 外国為替銀行に対する規制と保護
    - (1) 本邦為銀の寡占構造
    - (2) 外国銀行支店
    - (3) 外貨準備の運用と為銀
    - (4) 小括
  - 3 成長政策の追求と海外短資
  - 4 外貨準備の管理と短資政策
  - 5 プレトンウッズ体制の崩壊と金融国際化の開始
  - 6 おわりに
- (以上 本号)

## 1 はじめに

第2次大戦による資本移動の途絶期をへて、短期資本がふたたび国境を越えて移動し始めたのは、1950年代末である。短期資本の国際的な移動を復興させた起動力は、IMFの主導による為替管理の緩和と、ロンドンにおけるユーロ・カレンシー市場の誕生であった。

本稿では、日本を対象に、国際的な短期資本移動がどのようにして始まったのか、通貨・為替当局がいかに対応したのかを、高度成長期の経済政策とかかわらせながら、歴史実証的に論じる<sup>1)</sup>。經常取引の自由化に伴っ

---

1) 大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度—』第12巻、東洋経済新報社、1992年において、筆者は、本稿で扱う諸問題に触れた。本稿は、当時収集した史料を再検討し、あらたに書き下ろしたものである。執筆に用いた史料の一部は、東京大学の伊藤正直氏から提供を受けた。記して謝意を表

て発生した国際的な短期資本移動は、長期資本移動に先駆け、本格的な資本取引の国際化を準備した。ユーロ市場においては、短期のユーロ・カレンダー市場から、ユーロ・ボンド市場へと発展した。

まず、先行研究と本稿との関係を示しておきたい。

高度成長期の日本に関しては、金融市場が海外から遮断されており、資本移動のない金本位制に近いルールのもとにあったという通説的なイメージが存在する<sup>2)</sup>。それに対して、通説が妥当するのは1958年以前の時期だけであり、その後の高度成長期には、一定の範囲ではあるが資本移動が存在し、通貨・金融政策も裁量性を有したとする説が、近年、支持を得つつある<sup>3)</sup>。また、海外短資<sup>4)</sup>に焦点を当てた研究がほとんど存在しないなかで、1960～70年代における、貿易信用面の米国金融市場との関係を検討した奥田宏司の労作は注目に値する<sup>5)</sup>。

本稿では、1950年代末から73年の石油危機までの高度成長期に、貿易信用を中心にかなり活発な短資移動が存在し、短資移動を前提にした経済政策運営がなされたという見方に立つ。本稿では、これまで筆者自身が行ってきた上記の新説を継承するとともに、あらたな観点を付け加えて補強することを意図している。

第1に、米国市場およびユーロ市場の双方を含む短資移動の実態を明ら

---

したい。

- 2) 香西泰「高度成長期の経済政策」安場保吉・猪木武徳編『日本経済史 8 高度成長』岩波書店、1989年、pp. 218-220。
- 3) 大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度—』第12巻（伊藤正直、浅井良夫共著）、東洋経済新報社、1992年、山本栄治「IMF 14 条国時代の内外資本移動規制」『甲南経済学論集』第33巻第2号、1992年9月、山本栄治「IMF 8 条国時代の内外資本移動規制—外貨準備増強策から外貨準備抑制策へ—」『証券経済』第184号、1993年6月、一ノ瀬篤『固定相場制期の日本銀行金融政策』御茶の水書房、1995年、第II部など。
- 4) 海外短資という用語で、ユーロ資金のみを指す場合（狭義）と、貿易関係信用も含める場合（広義）とがあるが、本稿では広義の意味に用いる。
- 5) 奥田宏司『日本の国際金融とドル・円』青木書店、1992年、第I部。ほかに、西倉高明『ドルの形成』勁草書房、1998年、第4章、第5章が、この点について論じている。

かにする。高度成長期の日本とユーロ市場との関係を具体的に解明した研究は、これまで存在しない。本稿では高度成長期の短資移動の全体像を示すことにより、1980年代の本格的な金融グローバル化との連続・不連続を明らかにしたい。

第2に、外国為替銀行の実態と行動に焦点を当てる。以前に筆者自身が検討した時には、為替政策、為替行政面に力点を置き、外国為替銀行を、能動的な経済主体として捉える視点が弱かったと反省している。本稿では、1960年代から70年代初めにかけての外国為替銀行の変容と、通貨・為替当局による規制・保護との関係を分析し、1980年代にユーロ市場に巨大な存在として立ち現れた日本の外国為替銀行の形成史を明らかにしたい。

本稿の叙述は、外国為替銀行、大蔵省、日本銀行の3者の行動と、この3者の相互関係を軸に展開することになる。海外短期資本の流出入を仲介したのは、外国為替銀行(外国銀行本邦支店も含む)である。外国為替銀行のなかでも、甲種外国為替公認銀行と呼ばれる本邦の大銀行(主として都市銀行)のシェアは圧倒的に高かった。短資政策を立案、実施したのは、外貨準備の管理と外国為替銀行の監督の任を担う大蔵省および日本銀行であった<sup>6)</sup>。ニクソン・ショックへの日本の対応について論じたロバート・エンゼルの、「外国為替市場では大蔵省が全権をもち、日銀は大蔵省の代理として行動するだけだ」という佐々木直日銀総裁のインタビュー発言を

---

6) 制度上は、為替管理に関しては、大蔵省と通産省が政策運営の責任を負う主務官庁であり、日銀、外国為替公認銀行等は主務官庁から権限ないし事務の委任を受けた実施機関であった(「為替管理の現状」(『日本銀行』昭和47年2月)。為替政策と産業政策とは密接な関係はあるが、通産省は為替政策決定の中核部分には係っていないので、本稿では通産省を「脇役」として扱う。

7) Robert C. Angel, *Explaining Economic Policy Failure: Japan in the 1969-1971 International Monetary Crisis*, Columbia University Press, 1991 (ロバート・C・エンゼル(安藤博・江良真理子訳)『円の抗争—「ガイアツ」依存国家の陥穽』時事通信社, 1993年, p. 275)。

紹介しているが、この言葉は文字通りに受け取るわけには行かない<sup>7)</sup>。大蔵省が最終的な決定権を握っていたことと、「全権」を持っていたこととは同義ではない。本稿の叙述の中でも明らかになるように、為替政策は、実際には、大蔵省国際金融局と日本銀行国際局とのネゴシエーションによって決定されていたのである。

## 2 外国為替銀行に対する規制と保護

### (1) 本邦為銀の寡占構造

外国為替銀行制度の特質 日本の外国為替銀行制度は、つぎのような特徴を持っていた。

①外国為替取引は、銀行を通じて行うことが原則とされた（「為銀主義」と呼ばれた）。

為銀主義の目的は、政府が為替管理を円滑・容易に行なうことにあった。為銀主義は、日本が外貨不足の状態にあり、また、対外経済取引の中心が貿易にあった時期には有効に機能した。1970年代以降、企業の信用力が増し、また、国際的な資本取引が活発化すると、銀行だけが対外業務を独占することは時代にそぐわなくなった。しかし、為銀主義を放棄すれば、為替取引に対する政府・日銀のコントロールが効かなくなることを大蔵省は懸念したため、1979年に「外国為替及び外国貿易管理法」（1949年公布、以下外為法と略す）が大改正されて（施行は1980年）、為替取引が「原則禁止」から「原則自由」へ転換した際にも、為銀主義は維持された。為銀主義が放棄されたのは、1998年4月の改正外為法施行の際であった<sup>8)</sup>。

②外国為替業務を営む金融機関を限定した。

---

8) 1997年5月公布、1998年4月施行の法改正により、「管理」が削除され、「外国為替及び外国貿易法」と名称が変わった。

9) 1998年の外為法改正で、外国為替公認銀行制度は廃止された。ただし、海外への送金、海外との決済は、銀行法にもとづく銀行の固有業務であり、銀

金融機関が外国為替業務を営む場合、外為法による認可を必要とした。認可を受けた銀行は、外国為替公認銀行（以下、為銀と略す）と呼ばれた<sup>9)</sup>。大蔵省は、為銀を厳選する方針をとったので、外国為替業務を営むことができたのは、一部の金融機関にとどまった。

外国銀行の日本国内支店も、外為法にもとづいて外国為替業務を営む為銀である<sup>10)</sup>。しかし、同じ為銀の範疇で括られていても、日本の銀行と外国銀行では、経営内容、当局の関わり方などが大きく異なるので、同一に論じることはいできない。本稿では、日本の為銀を本邦為銀と呼び、外国銀行支店と区別する。

③為銀の外貨による与信業務を短期運用に限定した。

国内において存在した、金融業務に関する長短の分野規制は、対外金融業務についても適用された。為銀が営み得る外貨の与信業務は、貿易為替にかかわる業務に限定され、企業への中長期の外貨貸付（中長期インパクト・ローン）は外国銀行にしか認められなかった<sup>11)</sup>。海外支店における現地企業（主として日本の海外進出企業）への貸付（現地貸付と呼ばれた<sup>12)</sup>）も、1年以内の短期運用が義務付けられた。

**為銀の重層的編成** 1960年代の為銀は、制度的には、外国為替専門銀行（為専）<sup>13)</sup>、甲種外国為替公認銀行（甲種為銀）、乙種外国為替公認銀行（乙種為銀）からなる重層的構造をなしており、さらにその外縁に、外為業務への参入を認められない信用金庫などの金融機関が存在した。

この構造は、外国為替業務を一部の銀行に限定するという大蔵省の意図によって生まれたものである。銀行を限定したのは、①少数の銀行に外国

---

行以外が営むことはできない。

- 10) 外国銀行支店は、すべて設置と同時にコルレス契約を認められた。
- 11) 本邦為銀に中長期インパクト・ローンが認められたのは、1980年であった。
- 12) 1980年から、海外貸付という用語に変わった。
- 13) 東京銀行は、外国為替専門銀行であると同時に、甲種外国為替公認銀行でもあった。本稿では、東京銀行を他の甲種為銀と区別して論じる。

為替業務を集中することにより、政府の為替管理を容易にする、②為銀を保護育成するためには、重点的保護が効果的である、という理由によるものであった。

甲種為銀だけに、外国銀行とのコルレス契約の締結が認められ、海外支店の設置が認められた。コルレス契約の締結は、外国為替業務を営むための基本的条件であることを考えれば、外国為替銀行の名に値するのは為専と甲種為銀のみであったと言える<sup>14)</sup>。

甲種為銀の数は、1950年から1969年まで12行に固定された<sup>15)</sup>。これは、甲種為銀を都市銀行の範囲に限定しようという大蔵省の意図を表している。

その後、1970年8月に、為銀の格付けの印象を与えるのは良くないという理由から、甲種、乙種の名称は廃止された<sup>16)</sup>。実際には、その後もコルレス契約を認められる銀行（コルレス為銀と呼ばれた）と、認められない

- 14) 大蔵省は、乙種為銀の業務範囲を限定する理由として、①国際的な債権債務関係の直接の当事者となるために、国際的な信用を持ち、外国為替について熟達したスタッフを有することが必要である、②コルレス契約は、デポ（デポジトリー・コルレス：コルレス銀行に為替決済のための預金勘定を設けること）を伴うのが通常であるが、デポ先が更に増加することは、外貨資金の効率的運用上好ましくない、③輸入ユーザンス等を顧客に供与するためには、乙銀は外銀からクレジット・ラインを得る必要があるが、外銀の対日信用供与の総枠がほぼ固定されている現状では、その効率的使用の面から問題である、④乙銀が、甲銀同様に業務を運営し得ることとすれば、甲銀を含め、過当競争を一層熾烈化する懸念がある、等の点を挙げた（「乙銀の諸問題」〔昭和34年11月14日〕）。
- 15) 東京銀行、三菱銀行、第一銀行、富士銀行、住友銀行、三井銀行、三和銀行、大和銀行、神戸銀行、日本勧業銀行、東海銀行、日本興業銀行の12行。長期信用銀行の興銀以外は都市銀行である。都市銀行の中で、甲種為銀でなかったのは、協和銀行と北海道拓殖銀行だけであった。1969年に、協和、北拓、埼玉の3行が乙種から甲種への昇格が認められ、15行になった（『金融財政事情』1969年9月1日号、pp. 10-11）。この3行に対しては、すでに1966年4月に、外国銀行との直接コルレス取引が認められていた（『埼玉銀行史』1968年、pp. 310-311）。なお埼玉銀行は1969年4月に都市銀行に加わった。
- 16) 甲種、乙種の区分は、金融制度調査会答申（「一般民間金融機関のあり方等について」昭和45年7月2日）を受けて、廃止された。しかし、それ以前から準甲種為銀などという呼称もでき、甲種と乙種の区別は曖昧になりつつあった。

高度成長期における為替管理と海外短資市場 (1)

銀行の区別は維持された<sup>17)</sup>。しかし、区分が廃止された1970年を境に、大蔵省はコルレス銀行を増やす方針に転換した。1970年以後、地方銀行や相互銀行にもコルレス為銀の資格が与えられるようになり<sup>18)</sup>、1985年までに、地方銀行の大部分は、コルレス為銀に昇格した。それでもなお、1985年時点で、コルレス為銀は、全金融機関（信用組合を除く）の15%程度にとどまっていた（表1）。

表1 外国為替公認銀行の認可状況

年度	1949～54	1955～64	1965～74	1975～84
主要14行 (東京銀行, 都市銀行, 興銀)	14 (12)		(2)	
長期信用銀行 2行	1	1	(2)	
信託銀行 7行	5	2	(7)	
地方銀行 64行	13	27	16 (16)	4 (32)
相互銀行 68行			21 (1)	28 (17)
その他 (商中, 農中, 輸銀)		1	1	1 (2)
信用金庫 457				24
金融機関合計 616	33 (12)	31	38 (28)	57 (51)
外国銀行	10	4	37	35

[注] 1: カッコ内はコルレス承認銀行数。

2: 金融機関数は、1984年末現在。

[出所] 旧大蔵省資料。

17) 『金融財政事情』1970年7月27日号, p. 12。

18) 相互銀行, 信用金庫は、外国為替業務を営むことが出来なかったが、相互銀行は1973年の法改正で、信用金庫は1981年の法改正で、外国為替の取り扱いを認められた。

**外国為替専門銀行の構造的問題** 外国為替銀行を保護育成しようとする大蔵省の強い意志は、外国為替専門銀行制度の創設 (1954 年) という形で現れた。

敗戦により、日本の外国為替銀行は海外支店、コルレス先を失い、連合国により対外取引を禁止された。外国為替銀行の本格的再建は、1952 年の講和条約発効とともに始まった。占領期に活動停止状態にあった本邦銀行の外国為替業務を正常化し、財閥解体で弱体化した貿易商社の再建を促進するためには、外国為替業務を専門に営む銀行を設け、政府が保護育成すべきであると大蔵省は考えた<sup>19)</sup>。当初から、東京銀行 (旧 横浜正金銀行) が、外国為替専門銀行として想定された。日銀や都市銀行は、外国為替専門銀行制度は、戦前の横浜正金銀行の特権的地位を復活させるものだとして、この案に強く反対したが、大蔵省の意向が貫徹し、1954 年 4 月、外国為替銀行法の公布・施行にいたった。

この法律にもとづいて設置される外国為替専門銀行 (為専) は、外国為替業務を営むその他の銀行と較べて、外貨資金面、海外支店設置面で優遇された。しかし、大蔵省は、他の甲種為銀の反発を抑え、それらの銀行との協調を図るために、国内金融面 (円資金調達、国内店舗の設置) では、為専にハンディを課さざるを得なかった。国内金融面における制約は、その後の東京銀行の発展を妨げることとなったが、そもそも、東京銀行を中心に外国為替銀行の体制を組もうとする大蔵省の構想に無理があったとも言

---

19) 大蔵省の考え方は、つぎの文書の一節に端的に示されている。  
「貿易依存度の高い我が国経済の自立と発展を期するには、外国為替取引及び貿易金融の円滑且つ自主的な運営が必要である。このためには、広く海外の主要為替市場及び貿易市場に支店網をもち、外国の為替銀行にも比肩しうる充分の能力と信用を有する為替銀行の出現を期待することは困難である。従って、上記の要請に応ずるためには、新たに業務の主対象を外国為替取引及び貿易金融におき、これに専念する為替専門銀行の成立を期する必要がある。」(「為替銀行の整備について」(昭和 27 年 10 月 27 日 銀行局) 大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和 27~48 年度—』第 18 卷, 東洋経済新報社, 1998 年, p. 498)。



える。

東京銀行の前身である横浜正金銀行の歴史を簡単に振り返ってみたい<sup>20)</sup>。

明治初期には、外国為替業務は外国銀行の在日支店によって支配されていた。外国銀行支店に対抗できる外国為替専門銀行の育成を目的に、1880年に横浜正金銀行が設立され、同行は、所期の目的を果し、第1次大戦までには、外国銀行のシェアを奪って、外国為替業務における優位を確立することができた。

しかし横浜正金銀行の独占状態は続かなかった。第1次大戦から1920年代にかけて、台湾銀行、朝鮮銀行、普通銀行（主体は財閥系銀行）による追い上げを受け、1920年代末には、横浜正金銀行の外国為替取扱高は、普通銀行に凌駕されるにいたった。その後、1930年代半ばに、横浜正金銀行はふたたび独占的地位を取り戻したが、それは、資本逃避防止法（1932年公布）、外国為替管理法（1933年公布）の為替統制によるものであり、自由競争の結果ではなかった。したがって、占領終結後、戦前に外国業務の経験のある旧財閥系銀行が、外国為替業務において優位を占めることは十分に予想されたのである。

第2次大戦後の横浜正金銀行は、GHQ/SCAP（連合国最高司令官総司令部）により特殊銀行の地位を否定され、海外支店も失い、1947年に行名を東京銀行に変え、普通銀行として困難な再出発を余儀なくされた。

戦前から横浜正金銀行と密接な関係にあった大蔵省は、東京銀行をできるだけ優遇し、育成しようとした。1954年に東京銀行が普通銀行から為専に移行した際、大蔵省は、外国為替取扱高における40%のシェアを目標としたが、これは、1920年代末の横浜正金銀行のシェアに相当する。その目標があまりにも高すぎ、達成が不可能なことは、間もなく明らかになった。東京銀行は、1962年末に、為替売買高、L/C開設、輸入ユーザンス

---

20) 以下、伊藤正直『日本の対外金融と金融政策 1914～1936』名古屋大学出版会、1989年による。

高度成長期における為替管理と海外短資市場 (1)

表2 為銀の各行別為替業務シェアおよび支店数 (1961年)

	買為替	売為替	L/C 開設	ユーザンス	海外支店数	海外駐在員 事務所数
	%	%	%	%		
東京銀行	21.1	20.8	24	23.1	17	21
三菱銀行	7.4	9.0	9	9.1	2	0
富士銀行	8.3	10.3	11	12.2	2	1
住友銀行	6.8	7.5	7	8.7	2	1
三和銀行	6.7	7.5	7	8.6	2	2
三井銀行	6.7	7.3	6	7.2	4	0
第一銀行	4.2	4.6	5	4.5	1	2
大和銀行	6.1	4.9	6	5.3	0	2
神戸銀行	3.3	2.8	4	3.1	0	2
日本勧業銀行	4.9	6.0	7	6.1	1	2
東海銀行	5.5	6.0	7	7.0	0	2
日本興業銀行	2.4	2.3	2	1.8	0	1
12行合計	83.3	89.0	98	96.7	31	36
外国銀行	10.1	4.2	2	1.4		
乙種為銀	6.6	6.7	0	1.9		
合計	100.0	100.0	100	100.0		

[注] ユーザンスは、対顧客輸入ユーザンス供与額 (年中)。

[出所] 「36年中 Share 一覧」, 「対顧客輸入ユーザンス供与額」。

供与において、為銀全体の20%程度のシェアしか占められなかったのである (表2)。

大蔵省は、海外支店の設置申請については東京銀行を優先させ、為銀海外支店の貸出枠 (現地貸付) の約半分を、東京銀行1行に割り当てた (表3)。海外支店の営業は東京銀行が圧倒的な優位を発揮出来た分野であり、大蔵省も、「現地貸付は、MOF 預金とともに外為専門銀行としての優位を維持するための最も有力な二本の柱のひとつ」と位置づけた<sup>21)</sup>。

21) 「現地貸付及び現地保証 (スタンド・バイ) の規制枠の改正等について」 (昭和42年3月1日 短資課)。

高度成長期における為替管理と海外短資市場 (1)

表3 現地貸付規制枠・各行別

銀行名	1960年4月		1962年3月		1966年12月		1969年1月	
	(100万ドル, %)	(100万ドル, %)	(100万ドル, %)	(100万ドル, %)	(100万ドル, %)	(100万ドル, %)	(100万ドル, %)	(100万ドル, %)
東京	75.0	33.2	180.0	46.7	294.1	52.3	300.0	47.6
富士	21.0	9.3	28.5	7.8	33.7	6.0	41.0	6.5
三菱	21.0	9.3	36.9	10.1	41.5	7.4	48.0	7.6
住友	21.0	9.3	27.3	7.4	41.4	7.4	48.0	7.6
三井	21.0	9.3	31.1	8.5	52.3	9.3	57.0	9.0
三和	21.0	9.3	30.2	8.3	32.9	5.9	38.0	6.0
第一	13.5	6.0	9.1	2.5	11.5	2.0	18.0	2.9
勧銀	10.0	4.4	11.3	3.1	15.4	2.7	23.0	3.7
東海	7.5	3.3	8.3	2.3	14.2	2.5	21.0	3.3
大和	6.0	2.6	3.8	1.0	6.6	1.2	13.0	2.1
神戸	5.5	2.4	6.1	1.7	16.2	2.9	19.0	3.0
興銀	4.0	1.8	2.5	0.7	1.0	0.2	4.0	0.6
合計	226.5	100.0	366.1	100.0	561.8	100.0	630.0	100.0

[出所] 「現地貸付及び現地保証(スタンダード・バイ)の規制枠の改正等について」(昭和43年3月1日 短資課), 「現地貸付、現地借入保証の規制枠及び実績」(昭和44年1月末)。

東京銀行が、海外支店の設置を優先的に認められ、また、政府から多額の外貨預金 (MOF 預金)<sup>22)</sup> を得るなど、多大な保護を受けたにもかかわらず、大蔵省が期待したような地位を占めることができなかった理由は、先に述べたように、国内業務にあった。

第 1 に、海外出店を制限されている他の甲種為銀とのバランス上、東京銀行は国内店舗を大幅に増設できなかったため、円資金が集まらなかった。代替的な円吸収手段として、1962 年に金融債 (東銀債) の発行を開始したが、十分な成果は挙げられなかった。為替業務と国内金融とは密接に結びついており、銀行融資は両者一体で行われていたため、円資金の不足は、東京銀行の為替取扱高シェアにマイナスに作用した<sup>23)</sup>。

第 2 に、有力な商社は企業グループに属し、当該企業グループ内の都市銀行をメインバンクとしたため、東京銀行の取引先は二流の商社が中心になった。これら二流商社には経営不振のものも少なくなく、とりわけ、江商と東通の不良債権は東京銀行の経営に負担となった。江商は、1950 年代初めから経営が悪化し、1967 年に兼松と合併した商社であり、東通は、1965 年に経営破綻し、丸紅飯田に合併された商社であるが、両者とも東銀をメインバンクとしていた<sup>24)</sup>。

東京銀行が構造的な経営上の問題を抱えていることは、大蔵省も認識していたが、決定的な打開策が見出せないまま、大蔵省は、東京銀行を為銀の中心に据える方針を維持した<sup>25)</sup>。

---

22) MOF 外貨預託は、横浜正金銀行に対する 2000 万円低利 (2%) 円資金供給に代るものと位置付けられていた (「東銀問題について」(昭和 40 年 12 月 28 日 国金・企))。

23) 「東銀問題について」(昭和 40 年 12 月 28 日 国金・企)。また、大蔵省の別の史料は、「甲為が次第に成長し、またハネ金融、生産金融、販売金融等が為替業務と共に金融操作の一環となり、それを円滑に行うには円資金量がものをいうようになってくると、為専の相対的力は低下せざるをえ」なくなると述べている (「東銀問題について」(昭和 40 年 1 月 8 日 国際金融局) 大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和 27~48 年度—』第 18 巻, p. 507)。

24) 『東京銀行史』1997 年, pp. 214-219。

25) こうした方針は、つぎの史料からもうかがうことができる。「為替専門銀行

甲種為銀のカルテル 以上のように、制度面から見ると、為専、甲種為銀、乙種為銀の重層的構造が存在し、そこには政府の保護の厚さの違いが反映されている。しかし、現実に形成されたのは、三層の構造ではなく、甲種為銀（東京銀行を含む）の寡占構造であった。大蔵省が企図した東京銀行によるガリバー型寡占は形成されず、甲種為銀 12 行による外為業務の寡占体制に帰結した。

甲種為銀の寡占は、①競争の排除と、②政府の保護によって支えられていた。

競争の排除の点では、大蔵省は、長期間にわたり、甲種為銀 12 行以外の邦銀が外為業務に本格的に参入することを許可しなかっただけでなく、外国銀行の日本への進出も厳重に制限した。大蔵省による許認可の強固な障壁に守られた甲種為銀は、実質的なカルテルである二水会を結成し、金利（輸入ユーザンス金利、現地貸出金利）や為替手数料を決定した。

二水会は、甲種為銀の外国部長によって構成され、外為業務に関する諸問題を広範に取扱う組織である<sup>26)</sup>。二水会の下部機構として、甲種為銀の課長クラスで組織される東京為替会が設けられていた<sup>27)</sup>。二水会の会合には、為銀外国部長以外に、大蔵省、日銀の担当者も参加し、大蔵省、日銀が行政指導の徹底を図る場でもあった。金利は、為銀と大蔵省、日銀側との協議にもとづいて決定された<sup>28)</sup>。しかし、最終決定は、二水会メンバー

---

の制度そのものが当初より批判がないわけではなかったが、既に為専発足以来 10 余年を経て、東銀の海外支店網も整備し、専門銀行としての内外の認識もゆきわたったこと、当局としてもかかる専門銀行が存在することは特殊な操作を行わせるのに便のあること（国債政保債の操作、綿借、後進国との特殊取引等、場合によっては為替平衡操作）等を考えれば、現在の東銀を為替専門銀行として維持強化することを基本的な前提としたい。」（「東銀問題について」（昭和 40 年 12 月 28 日 国金・企））

26) 「金融界を動かす陰のシンジケート」『金融財政事情』1966 年 7 月 25 日号、p. 87。二水会は、1952 年、為銀の外貨持高保有制度ができた際に発足した。

27) 乙種為銀は、東京第二為替会を組織した。

28) 後述する「円シフト」の際のユーザンス金利をめぐる対応のように、為銀と大蔵省、日銀との利害が対立することもあった。

銀行のみによって行われたので、二水会をカルテルと呼ぶのが妥当であろう<sup>29)</sup>。

甲種為銀が、実質的なカルテル行為によって得た利益を算定するのはむずかしいが、カルテルにより多大の利益を得たことは疑う余地がない。ある試算によれば、1963年の外国為替マージンの3.1%は、同じ年の預貸金利鞘1.25%の2倍以上であり、外為業務の収益性はきわめて高かった<sup>30)</sup>。収益性が高いため、為銀は争って顧客から為替取引を獲得しようとし、為替取り扱いと抱き合わせて融資を行う「為替紐付融資」がさかんに行われた<sup>31)</sup>。

甲種為銀に対する直接的な保護としては、外貨準備の預託が重要である。

1950年代の前半においては、政府が外貨準備の一部を為銀に預け入れる制度(外貨預託制度)が、甲種為銀の外貨調達を助けた。1960年代になると、外貨預託は東京銀行に集中され、他の甲種為銀にとっては意味を失った。

しかし、甲種為銀に対する保護がなくなったわけではない。1960年代には、政府・日銀が外国銀行に外貨準備の一部を預金し、この預金が甲種為銀に対する保護として機能するという迂回的なシステムが存在した。すなわち、外国銀行に対する政府・日銀の外貨預金が、甲種為銀が外銀からクレジット・ライン(借入限度)を得る際の、保証金となり、クレジット・ライン獲得を容易にするというシステムである。

また、外国為替引当貸付制度などの日銀の貿易関係の制度金融は、日銀

- 
- 29) 第7回経団連為替管理研究会において、一委員が、「二水会というものは為銀15行の外国部長の会で、第2水曜日に定期的に開かれるものである。席上、大蔵省、日銀よりわれわれに対する要望が出され、質疑応答のあと大蔵、日銀は退席し、あとわれわれだけで議論するというのが通例である」と述べている(「第7回為替管理研究会議事要録」(昭和46年9月28日))。
- 30) 金子儀雄(通産省通商局為替金融課)「金融面からみた総合商社の現状」『金融財政事情』1964年4月27日号, p. 24。
- 31) 「貿易金融その他の国際金融の金融体制に関する意見集録」(昭和44年3月24日 東京貿易会国際金融体制研究会), p. 7-12。

高度成長期における為替管理と海外短資市場（1）

の資金割当（「窓口指導」）の限度外であった。これは、資金不足に悩む都市銀行の日銀借入枠を、弾力的に拡大する効果を持った。こうした貿易関係の制度金融も、甲種為銀に対する保護の機能を果たしたと言える。

**本邦為銀の海外展開** 1950年代から60年代を通じて、本邦為銀の海外進出のペースは非常に緩やかであった。海外支店設置が盛んになったのは1970年代に入ってからであり、為銀の海外進出熱がピークを迎えたのは1980年代後半のことである（表4）。

1969年現在の本邦為銀の海外店舗網を見ると、東京銀行が圧倒的に多く、60カ所にのぼっている。他の甲種為銀は、もっとも多い富士、住友で8カ所、三井が7カ所、三菱と三和が6カ所と続き、東京銀行との間には大きな較差があった（表5）。

1960年代末に、為銀の海外支店は世界45都市（1969年現在、沖縄を含む）に展開していたが、どの為銀にとっても、ニューヨーク支店とロンドン支店が決定的に重要だった。1967年上期のデータでは、この2都市の支店だけで、海外店舗の資産＝負債合計の3/4までを占めていた（表6）。

ニューヨーク支店とロンドン支店とを比較した場合、両地の支店規模はほぼ同じであったが、勘定の構成は対照的であった。ロンドン支店は、預金が貸出および買入外国為替をはるかに上回り、ユーロ資金の吸収を目的

表4 本邦為銀の海外展開

	1950～54	1955～59	1960～64	1965～69	1970～74	1975～79
支店	12	15	16	11	44	29
出張所	0	1	3	6	4	1
現地法人	2	2	1	1	36	25
駐在員事務所	4	5	9	6	92	100
計	18	23	29	24	176	155

[注] 本表の現地法人とは、本邦為銀の出資シェアー50%以上の金融機関である。

[出所] 旧大蔵省資料。

高度成長期における為替管理と海外短資市場 (1)

表5 本邦外国為替銀行の海外支店等・都市別一覧(1969年7月末現在)

国	都市		東京	富士	三菱	三井	住友	三和	第一	勸銀	東海	大和	神戸	興銀	その他	
[アメリカ] アメリカ		(49)														
		14	○□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	
		4	○□				○□									
		3	○□													
		1	○													
		1	○													
		3	△□													
		1	△													
		2	△				□									
		1	△													
		1	△													
		1	○													
		8	○□	□□□											□	
		4	○△△△													
	3	○△△														
	1	△														
	1	△														
[欧州] イギリス オランダ スイス フランス 西ドイツ  ベルギー イタリア		(26)														
		12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	
		1	△													
		1	△													
		3	○□													
		1	○													
		3	○													
		3	△													
		1	○													
		1	△													
		1	△													



高度成長期における為替管理と海外短資市場（1）

[アジア]																					
バキスタンを	カラチ	(37)																			
インド	ボンベイ	2	○																		
	ニューデリー	2	○																		
	カルカッタ	1	○																		
タイ	バンコク	2	○△																		
インドネシア	ジャカルタ	3	○△																		
マレーシア	シンガポール	3	○△																		
	クアラルンプール	1	○																		
香港		5	○																		
中華民国	台北	1	○																		
	ソウル	5	○		○																
韓国	サイゴン	1	○																		
ベトナム	ビエンチャン	1	○																		
ラオス	ラングーン	1	△																		
ビルマ	マニラ	1	△																		
フィリピン	マニラ	1	△																		
イラン	テヘラン	2	△□																		
レバノン	ベイрут	1	△																		
沖縄		2	△																		△
[アフリカ]																					
ナイジェリア	ラゴス	(3)	△																		
ケニア	ナイロビ	1	△																		
南ア連邦	ヨハネスブルグ	1	△																		
[大洋州]																					
オーストラリア	シドニー	(3)	△□																		△
合計数		118	60	8	6	7	8	6	6	5	4	3	2	4	2						2

[注] 1: ○は支店, △駐在員事務所, □現地法人等。

2: その他は, ニューヨークが日本長期信用銀行, 沖縄が鹿児島銀行。

[出所] 金融制度研究会編『金融制度調査会資料』第4巻, 金融財政事情研究会, 1970年, p. 304より作成。

高度成長期における為替管理と海外短資市場 (1)

表6 為銀海外支店の資金運用調達状況 (1967年上期末)

	(単位:100万ドル)						合 計
	アメリカ	(うちニューヨーク)	南 米	ロンドン	ヨーロッパ	アジア	
現金・預け金	225	219	5	24	3	17	274
有価証券	52	49	1	2	10	14	79
貸出金	374	298	8	56	48	97	583
外国為替	674	506	6	185	41	51	957
(うち買入外国為替)	[631]	[465]		[169]			
(うち外国他店貸)	[32]	[31]		[7]			
本支店貸	7	7	0	800	127	3	937
その他	12	11	1	7	3	3	26
計	1,344	1,089	21	1,075	231	184	2,855
預金	88	82	11	887	144	110	1,241
借入金	73	67	0	105	58	27	263
(うち再割引手形)	[59]	[55]		[64]			
外国為替	77	31	0	61	3	5	147
(うち外国他店借)	[75]	[28]		[59]			
本支店借	1,078	887	8	11	23	36	1,155
その他	27	22	2	11	3	6	50
計	1,344	1,089	21	1,075	231	184	2,855
支払承諾・同見返	1,476	1,177	9	168	85	225	1,964

[注] ロンドン支店勘定は、ポンドをドルに換算。

[出所] 「為銀海外支店の資金運用調達状況 (昭和42年上期)」。

とした店舗であることが数字の上からも明瞭である<sup>32)</sup>。他方、ニューヨーク支店は、預金よりも貸出（現地貸付）および買入外国為替の方が大きく、資金調達面では、本支店からの送金に依存する度合いが高かった。また、支払承諾・支払承諾見返（現地進出企業が外銀から借り入れる際の保証業務）も、ニューヨーク支店の方が圧倒的に大きかった<sup>33)</sup>。

さて、1950年代から60年代の時期に、本邦為銀の海外展開が緩慢であった理由を検討してみたい。

為銀の海外展開を規定する要因としては、①大蔵省の許認可方針、②進出先の政府の受け入れ姿勢、③為銀の進出意欲の3つが想定できる。

第1の、大蔵省の許認可方針に関しては、店舗設置の許認可権を持つ大蔵省の方針が、重要な要因であったことは疑い得ない。この時期に大蔵省は、東京銀行の海外店舗開設を優先させる方針をとり、その他の甲種為銀の進出を抑制した。為銀の支店開設の要望に対して大蔵省は、為銀はすでに必要な場所に店舗を出しており、これ以上の海外店舗数の増加は「過当競争」をもたらすとして、消極的姿勢を示した<sup>34)</sup>。

---

32) 第2次大戦後、ロンドン支店は資金調達で重要になり、「もうかる支店」になったと、三井銀行外国部長の野田利根夫は、つぎのように述べている。「戦前、ロンドンはもうからない店だというのが一般の常識であったわけですが。ところが戦後なぜロンドンがもうかるようになったか。これは私は2つあると思うのです。1つは、日本が高度成長を遂げてきて、常に金が不足するというので、いかにして外貨ファイナンスを得るか。すなわち、リファイナンスとか、現地でのディスカウント、そこでの商売が非常に大きいわけです。（中略）もう1つは、これも同じく日本は金が不足しておることから、ユーロダラーという大きな市場が生まれてきた。これのビジネス、日本の金利と現地の金利差というものによる利益、これが私はロンドン支店を収益あらしめる1つの大きな戦前との違いだと思います。」（座談会 わが国銀行の海外支店）『金融財政事情』1967年6月5日号、p. 61）

33) 本邦為銀の在米支店は、agencyであり、branchではないので、預金を取扱うことができなかった。現地法人を設立すれば、預金業務は出来るが、与信業務に対して厳しい規制がかけられるので、本邦為銀は現地法人設立に積極的ではなかった（座談会 わが国銀行の海外支店）『金融財政事情』1967年6月5日号、p. 57）。

34) 『金融財政事情』1960年9月5日号、p. 6。

第2の、進出先の国の側の認可は、為銀の海外展開が緩慢であった主な要因とは考えられない。日本の銀行進出にネガティブな国が存在した事実はあるが、一般的には、先進国の場合も、途上国の場合も、相互に進出を認め合う原則（「レシプロシティの原則」）に基づいて交渉が行われ、相手国政府の認可拒否が決定的な障碍となるケースはあまりなかったようである。

第3の、為銀の進出意欲が必ずしも高くなかったことが、もっとも大きな要因であったと考えられる。これは、為銀が大蔵省に対し、つねに支店設置の要望を提出していた事実と矛盾するように見えるが、必ずしもそうではない。為銀が強く望んだのはロンドンとニューヨークへの出店であり、それ以外の地域への出店については、積極的ではなかった。そして、1960年代末までに、興銀をのぞくすべての甲種為銀が、ニューヨークおよびロンドンへに支店を設置することが出来、この両都市への出店の要望は叶えられた。

この点を、もう少し詳しく見てみよう。

1960年代初めに、ユーロ市場からの短資流入が始まると、ロンドン、ニューヨークに支店を持つ銀行と、持たない銀行との格差が広がった<sup>35)</sup>。為銀からの支店認可の要求が高まり、1962年～63年に、大蔵省は、6年ぶりに為銀各行の支店新設を認めた<sup>36)</sup>。この時の支店認可は、東京銀行の金融債発行開始（1962年4月公布、外国為替銀行法改正）に為銀が協力したこの見返りの意味を持っていた。為専制度の発足以来、甲種為銀は東京銀行に対して好意的ではなかったので、大蔵省は、両者の協調を図りつつ、東京銀行の経営強化を図ることに意を用いなければならなかった。東京銀行の金融債は、甲種為銀の協力がなければ発行は不可能であった。大蔵省は海外支店認可を、甲種為銀との交渉のカードとして用いたのである。

---

35) 『金融財政事情』1960年9月5日号, p. 6。

36) 『外為年鑑』1963年版, p. 33。『外為年鑑』1964年版, p. 33。『金融財政事情』1962年5月28日号, p. 8。

ロンドン支店の設置については、為銀間の競争激化によりユーロ資金取入れ条件が悪化することを懸念して、大蔵省は消極的であった<sup>37)</sup>。しかし実際には、大蔵省は、1963年に東海銀行と大和銀行、1964年に日本勧業銀行、第一銀行のロンドン支店の設置を認めた<sup>38)</sup>。その後、1966年までに、東京、富士、三菱、住友、三井、三和、東海、大和、第一、勧銀、神戸の11行の支店がロンドンに出揃った<sup>39)</sup>。東京銀行以外の海外支店増設に対して、大蔵省は一貫して抑制的な姿勢を示したものの<sup>40)</sup>、現実には、1960年代末までに、為銀から出されていた、ニューヨーク支店およびロンドンに支店開設の要望をすべて認めたことになる。

同一系列内の商社と密接な関係にある甲種為銀（その大部分は都市銀行）が、商社の最重要拠点であるニューヨークに支店を持つことは不可欠であった。また、ユーロ資金取入れは、海外の営業資金の調達のみならず、国内の資金繰りも助けるので、ロンドン支店を確保することも重要であった。

当時の為銀は、貿易にかかわる業務を主としており、外国銀行との間のコルレス網を構築できれば、必ずしも多数の海外店舗は必要としなかった。また、日本企業の海外進出はまだ本格化しておらず、アジア等の途上国への支店展開の必要性も低かった。

以上から、ロンドンとニューヨーク以外への為銀の進出意欲が弱かったことが、為銀の支店網拡大が緩慢だった最大の原因であったと推定できる。

---

37) 大蔵省は、「為銀のロンドン店舗はユーロデラー預金の取入を重要業務としているが、この点でロンドン支店の採算は不安定であるのみならず、出店増加により短資獲得競争が激化し対外信用を傷つけることは望ましくない」としていた（「為銀海外支店について」（昭和37年4月27日 為企））。

38) 『外為年鑑』1965年版，p. 33。

39) 甲種為銀12行のうち、興銀だけは、ロンドンに海外駐在員事務所を置いてだけで、支店は開設しなかった。

40) 大蔵省は、為銀の海外進出が、「既に円資金の不足、国内店舗の制限等で、国内活動では相当困難な立場にある東銀の為替専門銀行としての比重を益々低下せしめる」ことを懸念していた（「為銀の海外支店問題について」（昭和39年2月14日 為企））。

(2) 外国銀行支店

不活発な外国銀行 占領期と1970年以降の時期に挟まれた1950～60年代は、外国銀行の日本への進出は不活発であった。

1952年～70年の18年間に、新たに日本に進出した外国銀行は8行にすぎない(表7)。また、すでに進出していた外国銀行支店の経営も停滞的だった。外国銀行の総資産、預金、貸出の推移を見ると、1970年頃から上昇傾向が始まり、74年から飛躍的な拡大を遂げたことがわかる(図1)。収益面でも、1960年代初めをピークに、1970年代まで収益率は低下して行った<sup>41)</sup>。外国銀行支店は、1960年代の日本の金融市場においては、貸出の1%程度しか占めない、マイナーな存在であった<sup>42)</sup>。外国為替取扱高におけるシェアも5～7%程度にすぎなかった<sup>43)</sup>。

外国銀行支店の業務内容を、1970年末の外国銀行支店の外貨・円貨別主要勘定に即して検討したい(表8)<sup>44)</sup>。

表7 外国銀行の日本への進出状況

	1950～54	1955～59	1960～64	1965～69	1970～74	1975～79
銀行数	13	1	3	4	33	15
支店	34	1	4	5	38	18
駐在員事務所	0	0	7	25	64	35
計	34	1	11	30	102	53

[注] 銀行数は、本邦に支店を有する銀行の数である。

[出所] 旧大蔵省資料。

41) 立脇和夫『在日外国銀行百年史 1900～2000年』日本経済評論社、2002年、pp. 192-193。

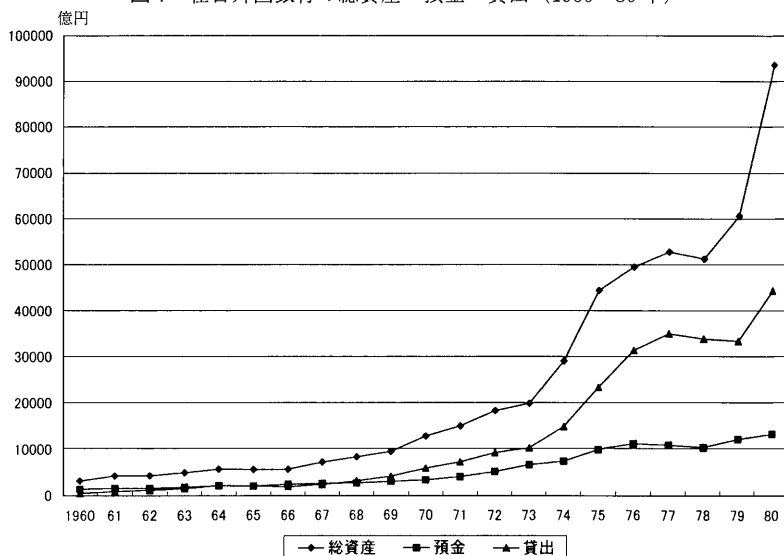
42) 在日外国銀行支店は、1964年末現在で、全国銀行の預金の1.2%、貸出の1.3%、1968年末現在では、それぞれ、0.9%、1.1%を占めるにすぎなかった(「在日外国銀行の状況等について(金融制度調査会民間金融機関に関する特別委員会第二分科会提出資料)」p. 9)。

43) 直物為替取扱高に占める外国銀行のシェアは、1960年7.1%、1962年6.8%、1964年6.1%、1966年5.3%であった(大蔵省財政史室編『昭和財政史一昭和27～48年度一』第12巻、東洋経済新報社、1992年、p. 171)。

44) 以下の説明は、「在日外銀の現状(昭和45年7月 考査局)を参考にした。

高度成長期における為替管理と海外短資市場（1）

図1 在日外国銀行の総資産・預金・貸出（1960～80年）



[注] 1960～72年は各年末、73～80年は3月末の残高。

[出所] 立脇和夫『在日外国銀行百年史 1900～2000年』日本経済評論社、2002年、p. 449より作成。

外国銀行支店は、外貨資金を、日本国内から調達した外貨預金と、「本支店借」による海外資金によって調達した。外貨預金の大部分は、米国系銀行に対するMOF（大蔵省）と日銀の預金である。1972年5月に居住者外貨預金が発足するまで、本邦居住者は外貨預金を保有できなかったため、日本政府・日銀の預託、駐留軍関係の預金のほかは、国内で外貨預金を吸収する道はほとんどなかった。海外からの回金は、米国系の銀行の場合は、アメリカの本店、欧州支店（ユーロ・マネー）からの回金、イギリス系の銀行の場合は、自由円預金が大部分を占めた。

調達した外貨資金の2/3は外貨で運用され、残りの1/3は円転換され、円貨で運用された。外貨運用は、インパクト・ローンとリファイナンスを中心とした貸出であった<sup>45)</sup>。インパクト・ローンは、日本の民間企業等の

高度成長期における為替管理と海外短資市場 (1)

表 8 外国銀行在日支店資金運用・調達状況 (1970年12月末現在)  
(単位 億円)

		運 用		調 達	
外 貨	現金・預け金	21	預金	1,677	
	貸出金	2,246	借入金	147	
	外国為替	336	外国為替	21	
	他店貸	17	他店借	246	
	その他資産	32	本支店借越	1,896	
	円への転用	1,451	その他負債	116	
	計	4,103	計	4,103	
円 貨	現金・預け金	441	預金	1,544	
	コール・ローン	98	借入金	5	
	貸出金	3,680	コール・マネー	20	
	外国為替	12	外国為替	0	
	その他資産	57	本支店借越	62	
			その他負債	307	
			自由円	899	
			外貨から転用	1,451	
	計	4,288	計	4,288	

[注] 1: 計数は本支店勘定相殺後。

2: 支払承諾は除く。

[出所] 「外国銀行在日支店資金調達運用状況 (昭和45年12月末)」より作成。

設備投資のための長期貸出であり、リファイナンスは、本邦為銀に対する輸入ユーザンス資金の貸出である。

円資金の源泉は、預金、自由円、円転換した外貨資金等であった。円貨預金の大半は、貸出の見返りである債務者預金であった。自由円も円転された資金も、もとは外貨資金である。外国銀行支店は、日本国内で円資金を吸収する力を持っていなかった。

45) 1970年末の外貨貸出 (円ベース) の内訳は、インパクト・ローン 1,544 億円 (69%)、リファイナンス等 702 億円 (31%) であった (「在日外銀の運用・調達状況 (全店ベース)」)。



円貨での運用は、貸出が中心で、一部はコール・ローンに運用された。

要約すれば、外銀支店は、海外から回金した外貨と、大蔵省、日銀の外貨預金を元手にして、長期外貨貸出（インパクト・ローン）を中心に、その他、円貨貸出、外国為替、コールなどに運用するという経営スタイルであった。そのなかでも、インパクト・ローンは、本邦為銀には許されていない業務であり、外国銀行支店にとっては、とりわけ重要な与信業務であった<sup>46)</sup>。

以上のように、1960年代の外国銀行支店は、インパクト・ローンを除けば目立った活動を行わず、全体として伸び悩んだ。

その主たる理由は、日本政府の外国銀行進出に対する抑制的な政策にあったと思われるが、外国銀行側にも原因はあった。在日外国銀行の中心であった米国系の銀行の場合には、その業務が在日米軍基地と密接に関連しており<sup>47)</sup>、在日米軍の人員規模の縮小が営業に響いた。また、アメリカ政府が1963年の利子平衡税発表を皮切りに、対外投融资規制を開始したことも、アメリカ系銀行の営業に少なからぬ影響を与えた。

**外国銀行に対する政策** 第2次大戦後、外国銀行が営業を再開した当時は、外国銀行の進出はGHQ/SCAPの所管であり、日本政府は支店開設の認可に関与していなかった<sup>48)</sup>。

---

46) 立脇、前掲書は、「インパクト・ローンの供与は、戦後日本経済に対する、外国銀行の最大の貢献であったといっても過言ではあるまい」と述べている(p. 200)。

47) 主要な米国系銀行(BOA [バンク・オブ・アメリカ]、FNCB [ファースト・ナショナル・シティ銀行]、CMB [チェース・マンハッタン銀行]、AMEX [アメリカン・エクスプレス銀行])は、日米行政協定(1952年調印)にもとづき、銀行法の適用を受けない軍用銀行施設(military banking facility; MBF)を基地内に設け、軍票の取り扱い等の業務を行った(立脇、前掲書、pp. 157-159)。

48) 明治初年から太平洋戦争開始までに、日本に進出した外国銀行はのべ24行であり、太平洋戦争開始の時点で営業を継続していたのは、8行16支店であった。そのうち、アメリカ、イギリス、オランダ系銀行の在日支店は、開

1949年12月、外為法の施行にともない、在日外国銀行10行、25支店の営業権がGHQ/SCAPから日本政府に移管された。その際、銀行法にもとづき、銀行営業免許を新規に取得する手続きを取る必要が生じたが、外国銀行支店は占領期に獲得した既得権をそのまま維持した。

大蔵省は、外国銀行支店が預金取り扱いの既得権を保持することに不満であった。日米友好通商航海条約(1953年4月調印)の締結交渉の際には、大蔵省は米国籍銀行支店が内国民待遇を得ることについて、外務省に対して異議を唱えた。条約が成立した後も、大蔵省は外国銀行支店の預金業務を1年更新の認可制にしようと試みるなど、占領期に外国銀行が得た権利に枠をはめようとしたが、成功しなかった<sup>49)</sup>。

占領後、外国銀行支店は、法律上は邦銀と平等な取り扱いを受けることになったが<sup>50)</sup>、行政面では、とくに店舗の設置に関して厳しい規制が加えられた。大蔵省が、新たに外国銀行が日本に進出することに関して、「弾力的」方針に転じたのは1971年のことである。その後も、既に進出していた外国銀行の支店増設はほとんど認めなかった<sup>51)</sup>。現地法人の設立については、1953年以降、大蔵省は国内でも銀行新設を認めていないことを盾に、一切認めない方針を示した。また、外国人が本邦銀行を買収するこ

---

戦とともに、敵産管理法にもとづき、事実上営業が停止された。敗戦直後には、非連合国銀行の在日支店が閉鎖機関に指定され、敗戦時まで営業を続けていた印度支那銀行、日仏銀行、中国銀行の支店も、日本銀行の管理下に入った。こうして、1945年には、日本国内の外国銀行は、まったく営業停止の状態に陥った。第2次大戦後、最初に営業を再開したのは、ナショナル・シティー・バンク [1955年、ファースト・ナショナル・シティー銀行となる] であり(1946年6月)、その後、香港上海銀行などが店舗を復活し、バンク・オブ・アメリカとチェース・ナショナル銀行 [1955年、チェース・マンハッタン銀行となる] が新たに進出した。1949年末までは、外国銀行支店の業務は、ほとんど占領軍関係の業務に限定された。

49) 拙稿「1950年代前半における外資導入問題(下)」成城大学『経済研究』第156号(2002年3月)、pp. 118-120。

50) 外国銀行支店の業務については、基本的に、「貿易外取引の管理に関する省令」において定められていた(「外銀在日支店の業務活動に関する外為法上の規制について」(昭和42年4月21日 国企・企))。

51) 立脇、前掲書、p. 225。

とは、外資法、独禁法の制約により、事実上不可能であった<sup>52)</sup>。

外国銀行は、日本政府や日銀の取り扱いに不満を抱いていたが<sup>53)</sup>、それにもかかわらず、1970年代末までは、「金融摩擦」には発展しなかった。ECおよびアメリカが、外国銀行に対する規制緩和を強く要請するに至ったのは、1978～79年のことである<sup>54)</sup>。

1950年代から一貫して日本の金融市場が閉鎖的であったにもかかわらず、「金融摩擦」が起きなかった理由としては、日本政府の規制が、ライバルである他の外国銀行の進出を抑制し、日本国内の収益が高い業務を保護する役割を果たしたという点で、既進出の外国銀行にとっても好ましかったという点を挙げることができる<sup>55)</sup>。とはいえ、基本的な原因は、外国銀行が日本市場にまだ魅力を感じなかったことにあるのは疑い得ない。だからこそ、外銀が積極的に新規参入を目指し始めた時に、「金融摩擦」が発生したのである。

### (3) 外貨準備の運用と為銀

外貨準備の構成と運用目的 外貨準備が、1960年代において、為銀の保護・育成の役割を持った点に注目したい。

政府・日銀は、外貨準備の運用を通じて為銀の経営を支えた。しかし、たんなる為銀保護政策ではなく、マクロ的な為替政策上の目的も持っていた。本邦為銀の外国銀行（主として米国系銀行）に対する短期負債は、「国

---

52) 独禁法では、金融機関（外国の金融機関も含む）による内国法人の株式取得は10%まで（1977年の独禁法改正で5%までになる）と制限されていた。

53) 1970年頃には、円転規制がきつすぎる、日銀が外国銀行に対する貸出を認めないのは不公平である、などの不満が外国銀行から出ていた（「日銀藤本局長との懇談（7月6日）」（昭和45年 国際金融局））。

54) 立脇、前掲書、pp. 217-227。財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度—』第7巻、東洋経済新報社、2004年、pp. 132-134。

55) Louis W. Pauly, *Opening Financial Markets – Banking Politics on the Pacific Rim*, Cornell University Press, 1988, pp. 67-68.

際収支の天井」を高め、国際収支の危機を緩和するバッファーになる。為銀の短期対外負債により、政府は為替政策の遂行に弾力性を持たせることができるという利点があった。

以下、外貨準備の運用と為銀の経営との関係を明らかにする。まず、1968年3月末の具体例にそって、外貨準備についての予備的な説明を行ないたい(表9)。

外貨準備は、政府と中央銀行が対外決済準備として保有する流動的な外貨資産と定義され<sup>56)</sup>、金、短期政府証券、外国銀行への預金など、流動性の高い資産に運用される。

政府と日銀が保有する外貨資産がすべて、外貨準備として計上されるわけではない。そのうち、流動性のある資産のみが計上される。IMFが作成した外貨準備計上の基準はあるが、具体的に、どの外貨資産を外貨準備としてカウントするかについては裁量の余地があり、政策的配慮等によって左右される部分がかなりある<sup>57)</sup>。

1968年の場合には、政府・日銀の外貨資産24億7500万ドルのうち、外貨準備に計上されたのは約19億6300万ドル(79.3%)であった。東銀一般定期(東京銀行への外貨預金)、外貨預け金、特別決済勘定貸(オープン・アカウント債権)<sup>58)</sup>は、流動性が乏しいという理由で、外貨準備に算入されていない。これらの資産は実際に流動性が低い資産であったので、妥当な区分であったと言えよう。

外貨準備は、政府(大蔵省の外国為替資金特別会計[以下、外為特会と略])

---

56) 金本位制の時代には、外貨準備は通貨発行準備の役割も果したが、管理通貨制度においては、そうした役割は失っている。

57) 1958年4月の保有外貨方式から外貨準備高方式に変更された。保有外貨方式では、為銀保有外貨や、流動性が乏しいオープン・アカウント債権まで保有外貨に含められ、外貨準備を底上げのドレッシングがなされていた。外貨準備方式に変更されてから、この点は大幅に改善された。

58) オープン・アカウントは次第に整理され、韓国を最後に、1966年に取引が終了した。1968年に計上されていたのは未整理の残高のみである。

高度成長期における為替管理と海外短資市場 (1)

表9 政府・日銀等保有外貨の内訳 (1968年3月末現在)

(単位: 100万ドル)

MOF 保有額	1324.3	外貨預け金	911.2	当座預け金	45.6	米ドル	45.2	外銀預金	820.8	371.8
						英ポンド	0.3	東銀一般定期*		320.0
						スイス・フラン	0.0	東銀特別指示		129.0
						ドイツ・マルク	0.1			
						米ドル				
				定期預け金	834.9	英ポンド	5.0			
						スイス・フラン	0.5			
						ドイツ・マルク	8.6			
				外貨預け金*	30.7					
				特別決済勘定貸*	32.5					
				外貨証券	380.6					
日銀保有金・外貨	914.1	金地金	92.4							
		海外預託金地金	821.7	海外預託金地金	213.1					
		外国為替	608.6	買取外国為替*	128.7					
						当座預金	2.0	米ドル		0.6
								英ポンド		1.4
								スイス・フラン		0.0
						その他	479.9	定期預金	298.3	
								政府証券	142.0	124.5
								世銀債	14.8	17.5
								銀行引受手形	22.8	
資金属特別会計					36.3					
IMF ゴールド・トランシェ					200.3					
合計					2,475.0					
うち外貨準備					1,963.1					

[注] \*は外貨準備不算人の項目

[出所] 「外貨準備と保有外貨との相違点について」大蔵省財政史委編『昭和財政史—昭和47~48年度—』第18巻、p.198より作成。

および貴金属特別会計<sup>59)</sup>と日銀によって保有される。大蔵省と日銀の保有割合を決めるルールは存在しない。大蔵省(外為特会)は、外為証券を発行して、外貨買入のための円資金を調達するので、外貨準備の急増時には、日銀保有割合が高まる傾向がある。外貨準備が約160億ドルに達した1972年6月末の政府・日銀の外貨資産と比較してみよう(表10)。外貨準備として計上された資産について政府と日銀の保有割合を見ると、日銀の割合は、1968年の46.5%から1972年には89.4%に急増した。1960年代末から70年代初期に急増した外貨準備の増加分は、主として日銀が保有したことがわかる。

外貨準備に計上される外貨資産は、金、外貨預金、短期外国証券、IMFゴールド・トランシュ<sup>60)</sup>などである。そのなかで、外貨定期預金と外貨証券(米国財務省証券[Treasury Bill; TB]など)が大きな比重を占めた。1968年には、外貨定期預金は、外貨準備(19億6310万ドル)の41.5%(8億1520万ドル)を占め、外貨証券(日銀保有の外貨証券とMOF保有の外貨証券の合計)は、26.6%(5億2260万ドル)を占め、前者の比重の方が高かった。1972年6月には、外貨準備の大半は、短期政府証券で運用されるようになった(60.9%)。定期預金は、外貨準備全体の8.4%、外貨資産全体の19.1%に比重が低下した<sup>61)</sup>。

---

59) 政府保有の金は、外国為替資金特別会計ではなく、貴金属特別会計が保有した。

60) IMFのクォータ(拠出額)の25%で、金またはドルでの拠出分に見合うものである。ゴールド・トランシュは、無条件でIMFから借入できるので流動性が高い。日本は、1964年のIMF8条国移行の際に、IMF方式を採用し、ゴールド・トランシュ1億8000万ドルを外貨準備に計上した(『金融財政事情』1964年4月5日号, p. 31, 同, 1964年5月11日号, p. 31)。この時の、ゴールド・トランシュの計上には、外貨準備を18億ドル台に維持するという田中角栄蔵相の公約を果す政治的意図もあった(『金融財政事情』1964年2月24日号, 同, 1964年3月30日号, p. 14)。さらに、その背後には、成長政策のために低金利政策を追求する池田内閣のマクロ経済政策を支援する意図があった。なぜなら、外貨準備が十分であれば、それを理由に、公定歩合の早期引下げの圧力をかけることができるからである。(『金融財政事情』1964年5月18日号, p. 8)。

高度成長期における為替管理と海外短資市場(1)

表 10 政府・日銀保有外貨内訳表 (1972年6月末現在)

科目	政 府			日 銀			政府・日銀合計		
	外準計上	外準非計上	計	外準計上	外準非計上	計	外準計上	外準非計上	計
	(単位 100万ドル)								
金	46.0	—	46.0	755.7	—	755.7	801.6	—	801.6
預金	316.7	2,613.5	2,930.2	1,024.6	—	1,024.6	1,341.3	2,613.5	3,954.8
当座・通知預金	258.4	—	258.4	3.6	—	3.6	262.0	—	262.0
外銀定期預金	23.3	—	23.3	1,021.0	—	1,021.0	1,044.3	—	1,044.3
東銀特別指示預金	25.0	—	25.0	—	—	—	25.0	—	25.0
東銀一般定期預金	582.8	—	582.8	—	—	—	582.8	—	582.8
11行外貨預金	—	30.7	30.7	—	—	—	—	30.7	30.7
外貨預託金	—	2,000.0	2,000.0	—	—	—	—	2,000.0	2,000.0
CD	10.0	—	10.0	—	—	—	10.0	—	10.0
外貨証券	359.9	97.7	457.6	12,338.1	704.8	13,042.9	12,698.0	802.5	13,500.5
外国政府短期証券	352.9	—	352.9	9,299.9	—	9,299.9	9,652.8	—	9,652.8
EXIM 受益証券	7.0	—	7.0	—	307.6	307.6	7.0	307.6	314.6
米国財務証券	—	—	—	2,855.6	—	2,855.6	2,855.6	—	2,855.6
米国国債	—	—	—	84.4	—	84.4	84.4	—	84.4
米国連邦金融機関債	—	—	—	—	269.9	269.9	—	269.9	269.9
銀行引受手形	—	—	—	98.2	—	98.2	98.2	—	98.2
西独国債等	—	—	—	—	—	—	—	—	—
BIS 株式	—	97.7	97.7	—	—	—	—	—	97.7
世銀債	—	—	—	—	2.5	2.5	—	2.5	2.5
世銀 PC	—	—	—	—	20.0	20.0	—	20.0	20.0
ADB 債	—	—	—	—	100.8	100.8	—	100.8	100.8
O/A 貸越債	—	—	—	—	4.0	4.0	—	4.0	4.0
小計	722.7	2,724.9	3,447.5	14,118.4	704.7	14,823.1	14,841.0	3,429.6	18,270.6
ゴールド・トラংশエ	543.7	—	543.7	—	—	—	543.7	—	543.7
SDR	411.2	—	411.2	49.6	—	49.6	460.8	—	460.8
合計	1,677.5	2,724.9	4,402.4	14,168.0	704.7	14,872.7	15,845.5	3,429.6	19,275.1

〔出所〕「政府・日銀保有外貨内訳表 (昭和47年6月末)」。

政府短期証券(米国のTB等)は流動性が高いので、流動性の確保が目的であれば、定期預金よりも政府短期証券の方が適している<sup>62)</sup>。1960年代において、定期預金への運用が多かったという事実は、外貨準備が流動性の確保以外の目的を持っていたことを示している。

その目的とは、外銀クレジット・ラインの確保と、為専(東銀)の育成強化である。

前者は、大蔵省と日銀の外国銀行への定期預金が、本邦為銀が外国銀行からクレジット・ラインを得る際の保証の役割を果たすことである。これは、本邦為銀の外貨調達力を高める間接的な保護育成政策であった。後者は、東京銀行の資金力を強化するために、大蔵省が東京銀行に対して外貨定期預金を行なう形で行なわれた、東京銀行の資金力を強化する直接的な保護政策であった。

外国銀行への定期預金 1960年頃から70年代まで、大蔵省・日銀は、つねに約7億ドルの定期預金を外国銀行に置いていた<sup>63)</sup>。

以下の史料は、大蔵省が、外国銀行への定期預金預け入れ→甲種為銀のクレジット・ライン獲得→甲種為銀の外国銀行からのユーザンス借入→外貨準備の底上げという、外貨準備と為銀信用の支え合いの仕組みを説明し

- 
- 61) 1970年代においては、外国銀行への預金に代って本邦為銀への外貨預託が大きな比重を占めた。本邦為銀への外貨預託には、本邦為銀の対外短期負債を減らす目的と、対外摩擦の原因であった外貨準備増大を内輪目に見せるという目的が含まれていた。そのため、外貨預託は「隠し外貨」と呼ばれた。
  - 62) 1957年の外貨危機の際、外国銀行定期の引揚げに対して、外国銀行側の大きな抵抗があったことから、外貨準備の大部分を定期預金に運用することは問題であり、ある程度は、流動性の高いTBで保有しなければならないと認識されるようになった(「昭和32年外貨危機に際しての資金繰と問題点等について」(昭和35年8月)大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27~48年度—』第18巻, p. 126)。
  - 63) 「外貨準備計上基準について」(昭和52年9月 国金・短資)。史料では、約6億ドルとなっているが、東銀特別指示預金(東京銀行を経由して外国銀行に預ける外貨預金)を含めれば、約7億ドルになる。1968年の例を見れば、



たものである<sup>64)</sup>。

政府及び日銀の保有外貨の預金は、米英の一流銀行が中心となっているが、外銀預金の存在は、単に外貨準備高の安全な保有という意味に止まらず、対日信用保持の基盤となり、本邦外債の発行、外資の導入、対本邦為銀信用供与等を円滑に実現するための実質的保証としての役割を果たした。この点は、L. U. A. (大蔵大臣の保証授權書) の存在した期間は勿論であるが、その廃止後も同様である。(中略) 現在外銀よりの主要債務は合計約 9.5 億ドルの巨額に上っているが、これは主として政府・日銀の保有する外銀預金約 7.5 億ドルの裏付けによって可能であったものと思われ、もし政府・日銀の外貨預金がなかったならば、ユーザンス等の信用を受けることは困難となり、国際収支の黒字、外貨準備高の増加も今日の如く大巾にはならず、ひいてはわが国の対外決済条件や国内金融にも悪影響があったと思われる。

外銀定期預金は、占領期から支店を設けていた米国の 3 つの銀行 (ファースト・ナショナル・シティ銀行 [First National City Bank of New York], バンク・オブ・アメリカ [Bank of America], チェース・マンハッタン銀行 [Chase Manhattan Bank]) に集中していた。内訳の判明する 1952 年から 64 年までのデータによれば、MOF 保有の外銀定期預金の 60%~90% までが、この 3 行に集中していた。また、1969 年のデータでも、この比率は約 60% であった。

米系 3 行と大蔵省・日銀との関係は、占領期に形成された。3 行に置か

---

外国銀行への定期預金の内訳は、MOF 保有米ドル外貨預金 3 億 2000 万ドル、日銀定期預金 2 億 9830 万ドル、MOF 保有東銀特別指示預金 1 億 2900 万ドルの 3 種類である。

64) 「政府及び日銀の保有外貨について」(為資 [昭和 38 年] 1 月 31 日)。引用文中の L. U. A. 制度とは、1952 年 6 月に、外貨の持高集中制が始まった際に設けられた制度であり、為銀のコレス先外国銀行に対する資金が不足する事態に陥った場合には、その不足資金を、日本政府が保証する制度である。政府が民間銀行の外貨債務を全面的に保証するのは異例のことであるが、貿易の復興、為替の正常化が正当化の理由とされた。外銀のクレジット・ラインの保証としての定期預金は、L. U. A. 制度の延長線上にあるとも言えよう。

高度成長期における為替管理と海外短資市場 (1)

れていた SCAP ドル勘定 (占領軍が外貨を管理した時代の外貨勘定) は、1949 年末に外貨の管理運営が日本政府に委任された際に、外国為替管理委員会 (FECB) に引継がれた<sup>65)</sup>。1952 年当時、日本に支店を設置していた米系銀行は、この 3 行だけであり、まだ本邦為銀の活動が軌道に乗っていなかつ

表 11 米銀クレジット・ラインと MOF・日銀・為銀預金 (1969 年 9 月末現在)  
(単位 100 万ドル)

銀行名	預 金 額				クレジット・ライン		(B)/(A)
	MOF	BOJ	為銀	合計(A)	限度額(B)	使用額	
F.N.C.B	73.8	60.0	15.6	149.4	337.8	280.7	2.3
B.O.A	88.1	60.0	30.7	178.8	289.5	244.5	1.6
C.M.B	114.1	60.0	21.2	195.4	234.8	228.5	1.2
Bankers	16.8	4.5	8.6	29.9	101.1	89.9	3.4
Chemical	41.7	15.0	29.2	85.9	153.7	119.0	1.8
F.N.Chicago	1.5	2.0	6.3	9.8	37.2	29.9	3.8
Morgan Guaranty	30.1	5.0	22.5	57.6	160.3	125.7	2.8
Schroder Corp.	3.3	1.0	0.7	5.1	14.0	11.0	2.7
Irving	13.1	10.0	14.3	37.4	61.3	53.5	1.6
Manufacturers	53.0	13.5	17.7	84.2	246.9	191.1	2.9
Wells Fargo	2.7	1.0	5.2	8.9	72.6	47.8	8.2
California National	2.2	—	1.5	3.7	25.8	17.3	7.0
F.N.Boston	2.4	1.0	3.3	6.7	45.3	35.6	6.8
Commercial Seattle	1.7	—	1.9	3.6	25.2	16.1	7.0
Continental Illinois	10.7	2.0	8.4	21.3	164.5	134.2	7.7
Seattle First	1.6	—	1.8	3.4	34.7	22.6	10.2
Brown Brothers	1.4	1.0	0.7	3.1	6.7	1.6	2.2
Philadelphia National	2.5	—	4.4	6.9	35.5	23.9	5.1
Crocker-Citizens	3.0	—	3.4	6.4	41.8	25.2	6.5
Marine Midland	3.0	—	3.1	6.1	40.5	29.9	6.6
AMEX	3.4	—	4.3	7.7	12.3	7.3	1.6
Northern Trust	1.3	—	0.8	2.1	14.8	9.2	7.0
B.New York	1.7	—	1.2	2.9	26.5	16.5	9.1
United California	1.2	—	4.1	5.3	91.3	55.8	17.2
Security Pacific	1.0	—	2.6	3.6	43.0	30.0	11.9
B.O.H.	0.5	—	1.3	1.8	19.5	13.2	10.8
合計	475.8	236.1	214.7	926.7	2,336.2	1,860.0	2.5

[注] MOF には、東銀特別指示米ドル定期預金を含む。

[出所] 「MOF 及び BOJ 預金先別クレジット・ライン及び使用額表 (昭和 44 年 9 月末現在)」。

た1950年代の前半には、この3行が対外取引において大きな役割を果たした。

大蔵省・日銀が、本邦為銀の外貨調達を支援するシステムが典型的に機能したのは、1950年代～1960年代半ばであった。1960年代後半には、本邦為銀の信用力が増し、大蔵省・日銀の支援がなくても、外国銀行からクレジット・ラインを得ることが可能となった。1960年代を通じて日本の輸入量が拡大し、外銀からのユーザンス借入の必要額が増すと、本邦為銀は、米国の銀行にクレジット・ラインの開設、増額を求め、自力でクレジット・ラインを獲得することによりかなりの程度まで成功した。1969年6月末の米銀クレジット・ラインとMOF、日銀、為銀預金を見ると、米銀が本邦為銀に供与したクレジット・ラインとMOF、日銀預金の金額の間には、明瞭な相関関係を見出せない(表11)。

**本邦為銀への外貨定期預金** 1960年代には、本邦為銀への外貨定期預金は、もっぱら東京銀行の保護育成のために存在した<sup>66)</sup>。

1968年において、東京銀行への定期預金3億2000万ドル(「東銀一般定期」)に対し、東京銀行以外の甲種為銀への預金は3070万ドル(「外貨預け金」)にすぎなかった。東京銀行をのぞく甲種為銀にとって、MOF預金が大きな意味を持ったのは1950年代半ばまでの時期に限られた。

甲種為銀への預金は、外貨預託制度(1952年12月発足、1954年3月、外貨

65) 通商産業省編『通商産業政策史』第4巻、通商産業調査会、1990年、第5章第3節「外貨・為替管理と単一為替レートの設定」(伊藤正直執筆)、p. 362。1949年12月に、SCAP勘定の管理運営権が日本政府に委任され、外国為替管理委員会勘定(FECB勘定)となったが、その際にもドル勘定はこの3行に設置された(大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—』第15巻(犬田章執筆)、1976年、pp. 196-197)。1950年5月に、米ドル資金の定期預金への運用が始まり、大部分は米系3行に預入され、残りの部分が、コルレス先米銀に預入された(『日本銀行沿革史』第4集第12巻、p. 623~)。

66) 本邦為銀への定期預金には、①東京銀行への定期預金と、②東京銀行以外の甲種為銀への定期預金の2種類があるが、対外的な流動性を持たないので、いずれも外貨準備には計上されない。

預金制度と改称)呼ばれ、本邦為銀を育成する目的で設けられた<sup>67)</sup>。当時、本邦為銀の対外信用は薄弱であり、本邦為銀は、外国銀行に保証金(マージン・マネー)を積んで、確認を受けなければ信用状を発行できない状態にあった。外貨預託(預金)制度の主たる目的は、本邦為銀にとって大きな負担であったマージン・マネーを、政府(MOF 勘定)が融通することになった。1954年末には、外国銀行への信用状開設保証金は不要になったので、外貨預託(預金)制度の意義は薄れた。そこで大蔵省は、同年、為専制度が創設されたのを機に、甲種為銀への外貨預金を漸次縮小し、本邦為銀に対する外貨預金を東京銀行1行に集中するようになった<sup>68)</sup>。

#### (4) 小括

1950~60年代の対外金融業務は12行の甲種外国為替銀行によって寡占的に支配された。これは、大蔵省が、甲種為銀の範囲を都市銀行に絞ることにより、為替管理を円滑に行なおうとした結果である。

外国銀行とのコルレス契約と海外支店における外貨貸付け業務(現地貸付)を許可された甲種為銀は、カルテル(二水会)を結成した。対外金融にかかわる利率および手数料を決定することができたので、この種の業務の収益性は高かった。外国銀行の支店や現地法人の進出に対する、大蔵省や日銀の抑制的な姿勢も、甲種為銀のカルテルを補強した。他方、対外金融業務を外国為替専門銀行(東京銀行)に集中的に取扱わせようという大蔵省の構想は、成果を収めず、為専は中途半端な形に終わった。

都市銀行でもあった本邦為銀は、国内企業の旺盛な資金需要に応じるために、1950~60年代を通じて、資金不足の状態にあった。本邦為銀は、国内向けの資金の不足分をコール市場と日銀信用に依存すると同時に、対

---

67) 外貨預託(預金)制度については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27~48年度—』第11巻、pp. 538-541参照。

68) 外貨預入制度は1974年10月に廃止された。

外業務に要する資金は、ほぼ全面的に外国銀行と日銀に依存した。

大蔵省は、外貨準備の一部を東京銀行に預託して、その資金繰りを助け、また、大蔵省・日銀は甲種為銀が外銀からクレジット・ライン（貸出枠）を得やすくするために、外貨準備の一部を外銀に預金した。甲種為銀の外銀に対する短期債務は、外貨準備のバッファの役割を果たしたので、このような外貨準備の運用は、甲種為銀の保護政策にとどまるものではなく、為替政策の一環でもあった。

[付記] 本稿は、2003年度成城大学特別研究助成による研究「1960年代前半の外資導入と海外資本市場—利子平衡税とユーロ市場—」の成果の一部である。